

27 監査報告第10号

平成28年3月30日

千葉市議会議長 向 後 保 雄 様
千 葉 市 長 熊 谷 俊 人 様

千葉市監査委員 清 水 謙 司
同 宮 原 清 貴
同 村 尾 伊佐夫
同 森 茂 樹

地方自治法第199条第1項、第4項、第5項及び第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

財政援助団体等監査結果報告

1 監査の対象

(1) 出資団体

- ア 株式会社 千葉ショッピングセンター（経済農政局経済部）
- イ 千葉都市モノレール株式会社（都市局都市部）

(2) 財政援助団体

- ア 千葉市公衆浴場組合（保健福祉局健康部・高齢障害部）
千葉市公衆浴場組合補助金
地域のつどい・ふれあい入浴事業補助金
- イ 一般社団法人 千葉市歯科医師会（保健福祉局健康部）
千葉市歯科医師会学術研修事業補助金
母子歯科保健学術研修事業補助金
千葉市歯科医師会でんたるカップ事業補助金
- ウ 公益社団法人 千葉市食品衛生協会（保健福祉局健康部）
公益社団法人千葉市食品衛生協会補助金
- エ 千葉市子ども会育成連絡会（こども未来局こども未来部）
千葉市青少年健全育成事業補助金（子ども会育成事業）
- オ 千葉市卸売市場協力会（経済農政局経済部）
千葉市卸売市場協力会補助金
- カ 千葉市小中学校体育連盟（教育委員会事務局学校教育部）
千葉県中学校総合体育大会選手派遣事業補助金
関東・全国中学校体育大会選手派遣事業補助金

(3) 公の施設の指定管理者

- ア 特定非営利活動法人 まちづくり千葉・リベルタちば共同事業体
(市民局市民自治推進部)
千葉市民活動支援センター
- イ アクティオ株式会社（こども未来局こども未来部）
千葉市子ども交流館
- ウ 公益社団法人 千葉市民間保育園協議会（こども未来局こども未来部）
千葉市子育て支援館
- エ トータルメディア開発研究所・凸版印刷共同事業体
(教育委員会事務局生涯学習部)
千葉市科学館

2 監査の範囲

(1) 出資団体

平成26年度に執行した事業運営に係る出納その他の事務

(2) 財政援助団体

平成26年度の市からの財政的援助に係る出納その他の事務

(3) 公の施設の指定管理者

平成26年度の公の施設の管理に係る出納その他の事務

ただし、必要がある場合は、上記以外の期間も範囲とした。

3 監査の期間

平成27年9月1日から平成28年3月25日まで

4 監査の方法

今回の監査は、出資団体については、事業運営が出資目的に沿って適正に行われているか、財政援助団体については、財政的援助が交付目的に沿って適正に活用されているか、公の施設の指定管理者については、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているかなどを主眼に実施した。

監査に当たっては、関係書類を抽出により調査するとともに、関係者から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を行った。

5 監査の結果

対象団体の事務及び当該団体に関する所管部局の事務は、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。所管部局においては、対象団体に対する指導を含めて適切な措置を講ずるとともに、対象団体においても適切な措置を講じられたい。

(1) 財政援助団体

ア 千葉市公衆浴場組合

(ア) 補助金の交付申請の審査を適正に行うべきもの（保健福祉局高齢障害部）

「補助金の執行事務の適正化について」（平成14年3月1日付け財政部長通知）によると、「補助金の交付時期は、補助事業の完了後を原則とする」とされ、「補助申請者より事前交付申請があった場合には、概算払いにより、一括または分割して事前交付することができる」とされている。

また、千葉市補助金等交付規則第3条によると、補助金の交付申請は、申請書及び添付書類による提出とされている。

しかしながら、地域のつどい・ふれあい入浴事業補助金については、事前交付

の申請に当たり、口頭で交付希望時期を確認しており、書類による申請がされていなかった。

市は、補助金の交付申請の審査を適正に行われたい。

(イ) 補助金の額の確定審査を適正に行うべきもの（保健福祉局健康部）

「補助金の執行事務の適正化について」（平成14年3月1日付け財政部長通知）によると、「実績報告書は、交付申請書の内容についての結果の報告書であることから、的確に報告を求めること」とされ、「特に、補助事業等の効果、全体事業費、補助対象事業費等の実績については、必要により、それらを証する書類等の添付を求めること」とされている。

しかしながら、千葉市公衆浴場組合補助金については、実績報告書の添付書類である収支決算書において、補助金額に影響はないものの、事業報告書に記載されている一部の補助事業費が未記載であるなど、全体事業費が報告されていなかった。

市は、補助金の額の確定審査を適正に行われたい。

イ 一般社団法人 千葉市歯科医師会

(ア) 補助事業の変更に係る承認審査を適正に行うべきもの（保健福祉局健康部）

千葉市補助金等交付規則第5条第1号によると、「補助事業等の内容、経費の配分又は遂行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けるべきこと。」とされている。

また、千葉市歯科医師会学術研修事業補助金交付要綱第6条第1号によると、「事業計画又は収支計画を変更する場合は、あらかじめ承認を受けること。」とされている。

しかしながら、千葉市歯科医師会学術研修事業補助金においては、市長が認める軽微な変更の基準が明示されていないことから、研修会開催に係る事業計画の変更及び研修会参加費の不用額を通信運搬費の不足額へ補填することなどについて、市の承認を得ていなかった。

市は、補助事業の変更に係る承認審査を適正に行われたい。

(2) 公の施設の指定管理者

ア 特定非営利活動法人 まちづくり千葉・リベルタちば共同事業体

(ア) 備品の管理を適正に行うべきもの（市民局市民自治推進部）

千葉市物品会計規則第29条第2項によると、「物品管理者は、管理する備品の使用状況について、毎年度1回以上、備品明細一覧表に記録されている内容と照合して確認しなければならない。」とされている。

しかしながら、千葉市民活動支援センターにおいて備品を備品明細一覧表と照合したところ、現物を確認できないものが見受けられた。

市は、規則に基づき備品の管理を適正に行われたい。

イ アクティオ株式会社

(ア) 再委託及び個別修繕の申請等の手続きを適正に行うべきもの

千葉市子ども交流館の管理に関する基本協定書第16条第2項によると、「指定管理者は、あらかじめ文書による市の承諾を得て、かつ、関係法令等の許容する範囲内において管理業務の一部を再委託等することができる。」とされている。また、同基本協定書第35条第3項によると、「指定管理者は、維持管理計画に記載されていない管理施設の修繕で費用の支出が見込まれるものを実施する必要がある場合は、その旨を速やかに市に通知するとともに、当該通知をした日から15日以内に、個別修繕計画書に当該修繕に関する見積書を添えて市に提出して、当該修繕の実施について市と協議するものとする。」とされている。

しかしながら、子ども交流館の管理業務については、再委託及び個別修繕が行われていたにもかかわらず、申請等の手続きが行われていなかった。

指定管理者は、基本協定に基づき再委託及び個別修繕の申請等の手続きを適正に行われたい。

(イ) 月次事業報告の確認を適正に行うべきもの（こども未来局こども未来部）

千葉市子ども交流館の管理に関する基本協定書第23条第1項によると、「指定管理者は、報告事項を日報として記録するとともに、毎月10日までに前月の管理業務に係る報告事項を記載した月次事業報告書を市に提出するものとする。」とされており、報告事項として管理業務の実施に係る経費の収支状況に関する事項などが定められている。また、同基本協定書第49条によると、「市は、第23条第1項の規定により指定管理者から月次事業報告書の提出があったときは、提出があった日から14日以内に、当該月次事業報告書に指摘事項があるかどうかの確認をするものとする。」とされている。

しかしながら、月次事業報告書については、管理業務の実施に係る経費の収支状況のうち、人件費や光熱水費などが報告されていなかったにもかかわらず、その旨の指摘を行っていなかった。

市は、基本協定に基づき月次事業報告の確認を適正に行われたい。

(ウ) 備品の管理を適正に行うべきもの（こども未来局こども未来部）

千葉市物品会計規則第29条第2項によると、「物品管理者は、管理する備品の使用状況について、毎年度1回以上、備品明細一覧表に記録されている内容と

照合して確認しなければならない。」とされている。

しかしながら、子ども交流館にある備品については、貼付された備品票が組織改正以前のままとされており、備品明細一覧表との照合が行われていなかった。

市は、規則に基づき備品の管理を適正に行われたい。

ウ 公益社団法人 千葉市民間保育園協議会

(ア) 事業計画及び事業報告の提出書類を適正に整備すべきもの

(こども未来局こども未来部)

千葉市子育て支援館の管理に関する基本協定書第22条及び第23条においては、指定管理者が提出する事業計画書及び事業報告書について定めている。また、同基本協定書では、事業計画書及び事業報告書における提出書類を様式に定めている。

しかしながら、基本協定の報告事項に定められている管理業務の実施に係る経費の収支状況に関する事項などについては、様式に定めておらず報告されていなかった。

市は、事業計画及び事業報告の提出書類について、適正に整備されたい。

参考：監査対象団体の概要

1 出資団体

(1) 株式会社 千葉ショッピングセンター

ア 設立年月日 昭和36年11月1日

イ 設立目的 旧千葉駅の移転に伴い、駅周辺商店街の優先的出店を促すなど地元商業の振興に重点を置き、千葉市中心部の活性化に寄与することを目的とする。

ウ 所在地 千葉市中央区本千葉町15番1号

エ 代表者 代表取締役社長 石井 幸一

オ 基本財産 50,000千円（千葉市出資額 20,000千円）

カ 事業内容

（ア）店舗、事務所等の管理及び運営

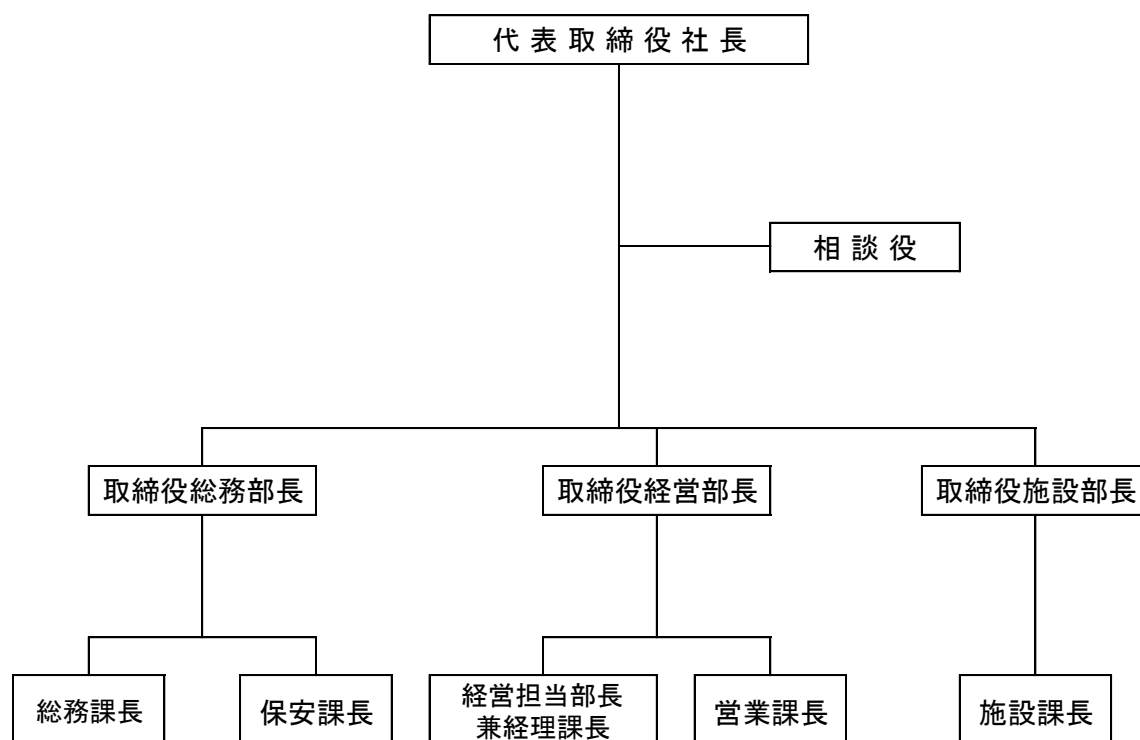
（イ）不動産賃貸業（JR東日本及び京成電鉄の高架下及び自社建物の活用）

（ウ）飲料等自動販売業

（エ）前各号に付帯する業務

キ 組織（平成27年9月1日現在）

社 内 組 織 図



ク 財務諸表

(ア) 経営成績

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日～平成27年3月31日) (単位：千円)

科目	平成26年度	平成25年度	増減
売上高	789,961	771,714	18,247
販売費及び一般管理費	603,980	589,203	14,777
営業利益	185,981	182,511	3,470
営業外収益	4,774	7,459	△2,685
営業外費用	711	97	614
経常利益	190,044	189,873	171
特別利益	0	80,000	△80,000
特別損失	20,784	136,915	△116,131
税引前当期純利益	169,260	132,958	36,302
法人税・住民税及び事業税	67,509	7,484	60,025
当期純利益	101,751	125,474	△23,723

(イ) 財政状態

貸 借 対 照 表

(平成27年3月31日現在) (単位：千円)

科目	平成26年度	平成25年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産	1,098,150	1,401,170	△ 303,019
2 固定資産	2,078,167	1,621,130	457,036
資産合計	3,176,317	3,022,300	154,017
II 負債の部			
1 流動負債	194,265	140,594	53,671
2 固定負債	1,033,466	1,029,871	3,595
負債合計	1,227,730	1,170,465	57,266
III 純資産の部			
1 株主資本			
(1) 資本金	50,000	50,000	0
(2) 利益剰余金	1,898,586	1,801,835	96,751
利益準備金	12,500	12,500	0
その他利益剰余金	1,886,086	1,789,335	96,751
配当積立金	34,500	34,500	0
改修工事積立金	50,000	50,000	0
別途積立金	1,425,000	1,425,000	0
繰越利益剰余金	376,586	279,835	96,751
純資産合計	1,948,586	1,851,835	96,751
負債及び純資産合計	3,176,317	3,022,300	154,017

(2) 千葉都市モノレール株式会社

ア 設立年月日 昭和54年3月20日

イ 設立目的 千葉市の交通渋滞を緩和し、都市内交通の骨格を形成する公共交通機関である都市モノレールの運営会社として設立

ウ 所在地 千葉市稲毛区萩台町199番地1

エ 代表者 代表取締役社長 三橋 晴史

オ 基本財産 100,000千円（千葉市出資額 92,965.5千円）

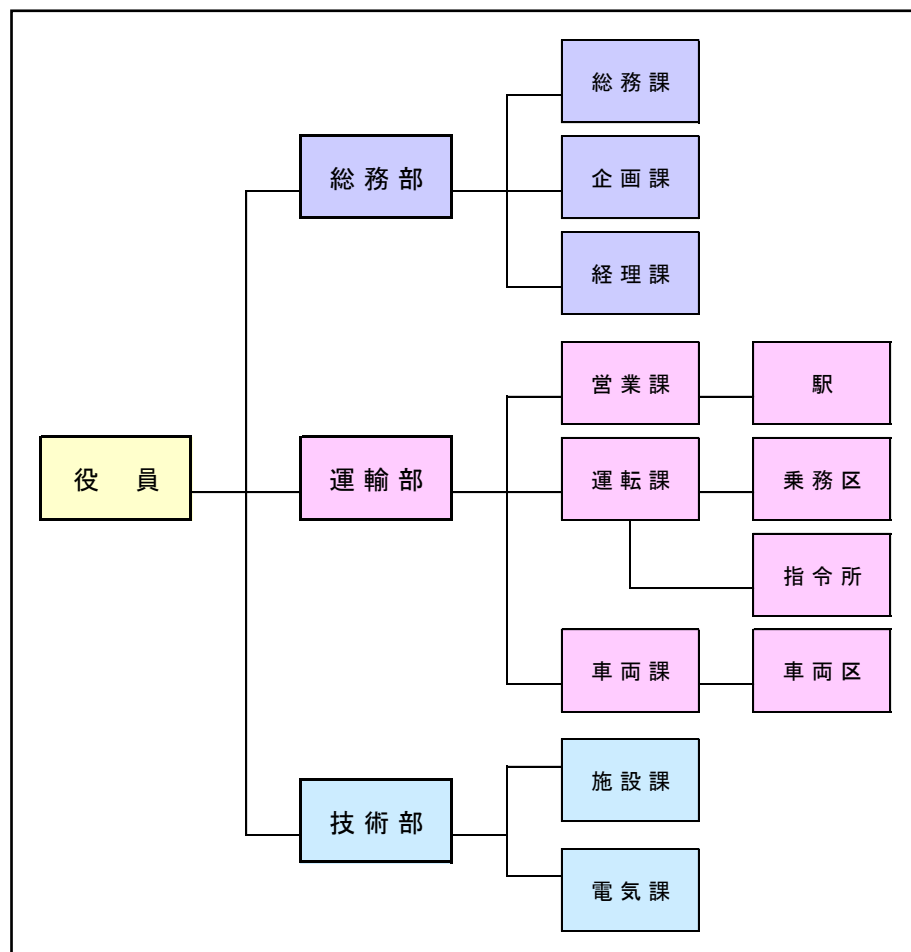
カ 事業内容

(ア) モノレールの運行

区分	1号線	2号線
路線	千葉みなと～県庁前	千葉～千城台
営業キロ	3.2km	12.0km
駅数(注)	6駅	13駅
開業時期	平成7年8月1日 千葉みなと～千葉 平成11年3月24日 千葉～県庁前	昭和63年3月28日 スポーツセンター～千城台 平成3年6月12日 千葉～スポーツセンター

(注) 千葉駅は重複

キ 組織（平成27年9月1日現在）



ク 財務諸表

(ア) 経営成績

損 益 計 算 書

(平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日) (単位：千円)

科目	平成 26 年度	平成 25 年度	増減
営業収益	3,172,813	3,227,812	△54,999
営業費	2,878,122	2,843,728	34,394
営業利益	294,690	384,083	△89,393
営業外収益	21,985	25,607	△3,622
営業外費用	13,009	21,212	△8,203
経常利益	303,667	388,479	△84,812
特別利益	0	225,459	△225,459
特別損失	40,019	217,659	△177,640
税引前当期純利益	263,647	396,280	△132,633
法人税・住民税及び事業税	530	530	0
当期純利益	263,117	395,750	△132,633

(イ) 財政状態

貸 借 対 照 表

(平成 27 年 3 月 31 日現在) (単位：千円)

科目	平成 26 年度	平成 25 年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産	4,222,905	4,262,917	△ 40,012
2 固定資産	7,606,189	7,807,895	△ 201,706
資産合計	11,829,094	12,070,813	△ 241,719
II 負債の部			
1 流動負債	1,741,210	1,958,466	△ 217,256
2 固定負債	5,917,167	6,204,747	△ 287,580
負債合計	7,658,378	8,163,213	△ 504,835
III 純資産の部			
1 株主資本			
(1) 資本金	100,000	100,000	0
(2) 資本剰余金	655,056	655,056	0
(3) 利益剰余金	3,415,659	3,152,542	263,117
その他利益剰余金	3,415,659	3,152,542	263,117
繰越利益剰余金	3,415,659	3,152,542	263,117
純資産合計	4,170,716	3,907,599	263,117
負債及び純資産合計	11,829,094	12,070,813	△ 241,719

2 財政援助団体

(1) 千葉市公衆浴場組合

ア 設立年月日 昭和33年1月18日

イ 設立目的 公衆浴場営業について衛生措置の基準を遵守し衛生施設の改善向上を図るため、自主的活動を促進するとともに過度の競争により適正な衛生措置を講ずることが阻害され又は阻害されるおそれがある場合に、組合員の経営の安定をもたらすための措置を自主的に講じ、もって公衆衛生の向上と増進に資することを目的とする。

ウ 所在地 千葉市中央区長洲2丁目9番6号

エ 代表者 組合長 石川 忠

オ 事業内容

(ア) 組合員に対する衛生施設の維持及び改善並びに経営の健全化に対する指導、研究及び調査

(イ) 組合員に対する営業施設の整備改善及び経営の健全化のための資金の斡旋

(ウ) 組合員の福利厚生に関する事業

(エ) 組合員の営業に関する技能の改善向上又は技能者の養成

カ 対象補助金

(ア) 千葉市公衆浴場組合補助金

2,076,000円

(イ) 地域のつどい・ふれあい入浴事業補助金

18,622,000円

(2) 一般社団法人 千葉市歯科医師会

ア 設立年月日 昭和22年11月1日

イ 設立目的 歯科医道の高揚及び歯科医学・医術の進歩発達と、公衆並びに学校衛生の普及向上による予防医学の完成に努力し、もって地域社会の福祉の増進に貢献することを目的とする。

ウ 所在地 千葉市美浜区幸町1丁目3番9号

エ 代表者 会長 金子 充人

オ 事業内容

(ア) 歯科医学の研究及び発展に関する事業

(イ) 公衆衛生及び歯科保健の研究とその普及啓発に関する事業

(ウ) 学校歯科医制度の発展向上に係る事業及び児童生徒を対象とした保健指導に関する事業

(エ) 障害者及び高齢者の保健と福祉の増進に関する事業

カ 対象補助金

(ア) 千葉市歯科医師会学術研修事業補助金

1, 500, 000円

(イ) 母子歯科保健学術研修事業補助金

400, 000円

(ウ) 千葉市歯科医師会でんたるカップ事業補助金

400, 000円

(3) 公益社団法人 千葉市食品衛生協会

ア 設立年月日 平成6年5月20日（平成25年4月1日公益社団法人へ移行）

イ 設立目的 食中毒、その他食品に起因する危害発生を未然に防止し、食品営業関係者及び消費者に対し食品衛生思想の普及啓発を行うなど、食品衛生の向上を目的とする。

ウ 所在地 千葉市美浜区幸町1丁目3番9号

エ 代表者 会長 藤沼 照雄

オ 事業内容

(ア) 食品衛生思想の普及啓発に関する事業

(イ) 食品営業施設の自主管理及び改善指導に関する事業

(ウ) 食品衛生功労者等の顕彰に関する事業

(エ) 食品衛生責任者の養成に関する事業

カ 対象補助金 公益社団法人千葉市食品衛生協会補助金

984, 858円

(4) 千葉市子ども会育成連絡会

ア 設立年月日 昭和33年12月13日

イ 設立目的 各子ども会の自主性を尊重しつつ、明日を担う子どもの健全なる発展を図ることを目的とする。

ウ 所在地 千葉市中央区千葉港2番1号

エ 代表者 会長 田原 洋子

オ 事業内容

(ア) 育成組織の強化に関する事業

(イ) 指導者・リーダーの養成に関する事業

(ウ) 個別事業（子ども交歓大会等の企画・運営など）

カ 対象補助金 千葉市青少年健全育成事業補助金（子ども会育成事業）

1, 434, 580円

(5) 千葉市卸売市場協力会

ア 設立年月日 昭和55年11月4日

イ 設立目的 自主的な運営により市場の秩序の保持及び改善に協力し、市場内で市場施設を使用して、業務を営む企業・団体の業務の繁栄と相互の親睦を図り、もって市場全般の発展に寄与することを目的とする。

ウ 所在地 千葉市美浜区高浜2丁目2番1号

エ 代表者 会長 渡邊 健

オ 事業内容

(ア) 市場の塵芥処理、清掃、その他環境衛生に関する事業

(イ) 市場の交通秩序の維持に関する事業

(ウ) 構成団体の従業員または組合員の福利厚生に関する事業

カ 対象補助金 千葉市卸売市場協力会補助金

8,800,000円

(6) 千葉市小中学校体育連盟

ア 設立年月日 昭和32年4月1日

イ 設立目的 千葉市小中学校児童生徒の生涯体育・スポーツの基礎づくりと体力向上及び健全な精神を養うとともに、研修を充実させ会員の資質の向上をはかり、学校体育振興に寄与することを目的とする。

ウ 所在地 千葉市稲毛区稲丘町19番30号 千葉市立稲丘小学校内
(当該年度の会長の所属校とする)

エ 代表者 会長 人見 博彦

オ 事業内容

(ア) 千葉市学校体育振興発展のための審議

(イ) 各種体育大会、研究会、講演会、その他体育的行事の開催

(ウ) 学校体育に関する調査研究

(エ) 機関誌の発行

カ 対象補助金

(ア) 千葉県中学校総合体育大会選手派遣事業補助金

1,962,230円

(イ) 関東・全国中学校体育大会選手派遣事業補助金

3,769,645円

3 公の施設の指定管理者

(1) 特定非営利活動法人 まちづくり千葉・リベルタちば共同事業体

ア 構成団体及び所在地

(代表団体) 特定非営利活動法人まちづくり千葉 理事長 山本 俊子
千葉市中央区中央3丁目9番13号

(構成団体) リベルタちば 代表 出納 いずみ
千葉市若葉区みつわ台5丁目12番地1棟304号

イ 公の施設名 千葉市民活動支援センター

ウ 指定期間 平成26年4月1日～平成29年3月31日

エ 指定管理委託料 16,240,000円

オ 施設の概要

区 分	概 要
施 設 規 模	床面積 183.70㎡
施 設 構 造	鉄骨・鉄筋コンクリート造
施 設 概 要	会議室、談話室等
休 館 日 等	休 館 日 : 年末年始 開館時間: 月曜～土曜 9:00～21:00 日曜～祝日 9:00～18:00

カ 管理業務等の概要

(ア) 指定管理業務

区 分	内 容
施設の提供事業	市民公益活動の場として、会議室、談話室等を提供する。
情報収集及び提供事業	ボランティア関連の情報や助成金情報等を収集し、紙媒体・電子媒体を用いて、利用者へ情報提供を行う。
市民公益活動を行うものの連携促進事業	区民祭りへの出店やイベントの開催によって市民活動団体の連携を促進する。 市内の学校や市内のボランティア関連施設、企業等との意見交換や情報提供を行う。
相 談 事 業	日常的に市民活動やボランティアに関する相談に対応するほか、税理士・行政書士等、各分野の専門家による講座や個別相談を行う。
センターの設置 目的を達成するために必要な事業	本施設の登録団体に所属する委員が行う協議会の設置事業を含む団体同士の協力を促進する事業を行う。 その他、寄付の啓発や施設のPR等を行う。

(イ) 自主事業

区 分	内 容
物販・貸出等	受託業務のみでは実現できない、収益性のある事業を行う。(本施設の情報誌発送に合わせたイベント告知チラシ同封事業、印刷機・ノートP C等の貸出事業、飲料・消耗品の販売事業等)

(2) アクティオ株式会社

ア 団体概要

(ア) 所在地 東京都目黒区下目黒1丁目1番11号 目黒東洋ビル4階

(イ) 代表者 代表取締役社長 鈴木 悟

イ 公の施設名 千葉市子ども交流館

ウ 指定期間 平成24年4月1日～平成29年3月31日

エ 指定管理委託料 94,505,000円

オ 施設の概要

区 分	概 要
施 設 規 模	専有面積 4,496.13㎡
施 設 構 造	地上15階建3～5階部分、鉄骨鉄筋コンクリート造
施 設 概 要	5階：憩いのフロア 交流スペース（AVコーナー、図書コーナー、パソコンコーナー）、プレイルーム 4階：創造のフロア 調理室、工房、音楽スタジオ、学習室、多目的室 3階：遊びの広場 ロビー、アリーナ、事務室
休 館 日 等	休 館 日：火曜日（祝日の場合は翌日） ※ただし、小中学校の長期休業期間中は開館 年末年始 開館時間：9：00～20：00

カ 管理業務等の概要

(ア) 指定管理業務

区 分	内 容
施設管理業務	1 施設の使用等に係る業務 (1) 使用の届出に係る業務 (2) 使用の許可に係る業務 (3) その他の業務

	2 設置管理条例第3条に掲げる事業の実施に係る業務 (1) 子どもの健全な遊びと居場所の提供に係る業務 (2) 子どもの健全な育成を目的とした講座等の開催に係る業務 (3) 子どもの自主サークルその他の自主活動の支援に係る業務 (4) 子どもの遊びと居場所づくりに関する情報の収集及び提供に係る業務 (5) その他子どもの健全な育成と交流を図るために必要な業務
	3 市の施策を実行する業務 (1) こどものまちC B Tに係る業務 (2) こども・若者のカワークショップに係る業務 (3) こども・若者のカフォーラムに係る業務 (4) その他の業務
維持管理業務	(1) 施設設備管理業務 (2) 保安警備業務 (3) 清掃業務 (4) 備品等保守管理業務 (5) 消耗品の管理業務 (6) その他の業務
経営管理業務	(1) 事業計画書の作成業務 (2) 事業報告書の作成業務 (3) 事業評価業務 (4) 関係機関との連絡調整業務 (5) 指定期間終了時の引継業務 (6) その他の業務

(イ) 自主事業

区 分	内 容
イ ベ ン ト 等	自主企画によるイベント、講座等

(3) 公益社団法人 千葉市民間保育園協議会

ア 団体概要

- (ア) 所在地 千葉市中央区中央4丁目5番1号（きぼーる3階）
(イ) 代表者 会長 山崎 淳一
イ 公の施設名 千葉市子育て支援館
ウ 指定期間 平成24年4月1日～平成29年3月31日
エ 指定管理委託料 59,843,000円

オ 施設の概要

区 分	概 要
施 設 規 模	専有面積 1,016.77㎡ (子育て支援館専有 655.95㎡)
施 設 構 造	地上15階建6階部分、鉄筋コンクリート造
施 設 概 要	プレイホール(絵本・創作・ままごとコーナー・親子サロン【食事スペース】を含む)、乳児室、相談室(2)、情報コーナー、多目的室、授乳室、調乳室、沐浴室、トイレ、事務室
休 館 日 等	休 館 日： 火曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始 開館時間： 9:00～17:00

カ 管理業務等の概要

(ア) 指定管理業務

区 分	内 容
管理運営業務	(1) 施設の利用の届出、認可及び使用の制限等に関する業務 (2) 地域子育て支援センター事業及びその基幹施設としての業務 (3) 子育て支援総合コーディネート事業 (4) ちばしファミリー・サポート・センター事業 (5) その他の業務
維持管理業務	(1) 施設設備管理業務 (2) 保安警備業務 (3) 清掃業務 (4) 備品等保守管理業務 (5) 消耗品の管理業務等
経営管理業務	(1) 事業計画書等の作成業務 (2) 事業報告書等の作成業務 (3) 事業評価業務 (4) 関係機関との連絡調整業務

(イ) 自主事業

区 分	内 容
イ ベ ン ト 等	自主企画によるイベント、講座等

(4) トータルメディア開発研究所・凸版印刷共同事業体

ア 団体概要

(代表企業) 株式会社トータルメディア開発研究所 代表取締役 澤田 敏企
東京都千代田区紀尾井町3番23号

(構成企業) 凸版印刷株式会社 代表取締役社長 金子眞吾
東京都台東区台東1丁目5番1号

イ 公の施設名 千葉市科学館

ウ 指定期間 平成24年4月1日～平成29年3月31日

エ 指定管理委託料 410,197,000円

オ 施設の概要

区 分	概 要
施 設 規 模 (複合施設全体)	敷地面積 7,122.28㎡ (バス駐車場508.15㎡含む) 延べ床面積 50,755.09㎡ (商業棟含む)
施 設 規 模 (千葉市科学館分)	延べ床面積 13,066.28㎡ (共用部分4,615.92㎡)
施 設 構 造	地下1階・地上15階・搭屋1階建て 鉄骨鉄筋コンクリート造 (うち科学館施設7～10階)
開 館 時 間 等	開館時間：9：00～19：00までとする。ただし、 プラネタリウム室の開館時間は9：00～ 20：00までとする。 休 館 日：年末年始及び科学館の施設の保守点検に要す る日として市が別に定める日

カ 管理業務等の概要

(ア) 指定管理業務

区 分	内 容
施設運営業務	展示事業、教育普及事業、プラネタリウム事業、 ボランティア推進事業、先進的科学館連携推進事業など
施設維持管理業 務	保守管理業務、什器・備品管理業務、 バス駐車場管理業務、廃棄物処理業務など
経営管理業務	事業計画書・事業報告書、管理規程作成など

(イ) 自主事業

区 分	内 容
特別講座運営	親子工作教室、サイエンスツアーなど
プラネタリウム 特別投影	星とアロマまたは音楽との組合せ